

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報


注目!

令和5年11月22日
—第65号—

若者版

転売チケットトラブル急増中!

相談事例



SNSで知り合った人にライブチケットの代金2万円をコード決済サービスで送金した。あらかじめ相手の住所と氏名、電話番号を聞き、事前に電話をかけて確認してから代金を送金した。ところが、送金した直後にSNSをブロックされ、電話でも連絡が取れなくなった。

アドバイス

- **チケットは公式の販売サイトから購入しましょう。** 正規販売ルートからチケットを購入すると、定価で購入できるだけでなく、イベントが延期や中止になった時には払い戻しなどの補償を受けられる場合があります。
- 転売チケットの購入を検討する際には、事前に公式ホームページで**利用規約を確認しましょう。** チケットの転売禁止や転売仲介サイトから購入したチケットでは入場できないことなどのルールが記載されています。**転売チケットでも入場できるのか事前に確認しておきましょう。**
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター**に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

ステマ(ステルスマーケティング)が規制されました

- 広告であるにもかかわらず、広告であることを隠して商品やサービスを宣伝する「ステルスマーケティング」が令和5年10月1日から景品表示法により規制されました。

➤ 何が変わったの？

事業者が第三者になりすまして行うSNS投稿、事業者から依頼を受けたインフルエンサー等の第三者が行う口コミ投稿、消費者から見て事業者の広告と不明瞭でわからないブログなどは**広告やPRとわかるように表示することが必要となりました。**

➤ 違反した場合はどうなるの？

違反した広告表示の差止めや事業者に対する処分内容が公表されます。

➤ 詳しく知りたい場合は？

以下の消費者庁のホームページからご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/

お知らせ

「STOP! 悪質商法デュエルカード」を作成しました!

消費生活センターでは、カードゲームで対戦しながら、消費者トラブルとその対策を学ぶことができる「STOP! 悪質商法デュエルカード」を作成しました。(貸出可能です)

○ご利用方法

- 消費者教育体験施設「まなべる」で体験
- 電話またはメールにて貸出を依頼

TEL: 083-924-2421

メール: manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど